

学校感染症による出席停止

学校感染症とは

学校感染症とは「**学校で特に注意が必要な感染症**」のことです。

感染症の予防に関しては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」があり、これは学校にも適用され、一般公衆衛生の要請する範囲において感染症対策の緊急性と強行性を保障しています。

また、学校は生徒および職員が集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合に大きな影響を及ぼすこととなります。感染症の流行を予防することは、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、生徒および職員が健康な状態で教育活動を行うためにも重要です。

そこで、一般公衆衛生法規の要求する以上に感染症の蔓延に留意しなければならないという観点から、「学校保健安全法」では一般公衆衛生法規には規定されていない学校感染症の予防と蔓延防止に関して必要な事項を定めています。

出席停止とは

出席停止とは「**学校で感染症が発生した場合に、罹患者の早期回復と感染拡大を防止し、健康的な教育環境を維持するための措置**」のことです。出席停止は、欠席や欠課の扱いにはなりません。

学校保健安全法第十九条には「**校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる**」と規定されています。出席停止の指示は、校長が学校医やその他の医師の意見に基づいて行います。

臨時休業とは

臨時休業とは、いわゆる「**学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖**」のことです。

学校保健安全法第二十条では「**学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる**」と規定しています。

出席停止よりも強力な感染症の予防措置を講じることにより、学校における感染症の蔓延を防ぐためのものです。

学校感染症の種類と出席停止期間

学校保健安全法施行規則第十八条により、以下の感染症に罹患した場合は出席停止となります。

	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラ	治癒するまで

第一種	ツサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1および新型インフルエンザ等の感染症をのぞく。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで。 ※「発症」とは、「発熱」を目安とする。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

【出席停止期間の算定の考え方】

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定します。
例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は以下のとおりです。

月曜日に解熱 → 火曜日：解熱後1日目 → 水曜日：解熱後2日目

→（この間発熱がない）→ **木曜日から出席可能**

※ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではありません。

参考:インフルエンザの出席停止期間の例

・発症後2日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発 症	発熱中	解 熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校不可	登校可能

・発症後4日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発 症	発熱中	発熱中	発熱中	解 熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

※抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。学校保健安全法における出席停止期間と学校医その他の医師の指示に従い、インフルエンザの蔓延を防ぐことにご理解とご協力をお願いいたします。